令和７年度　第４回大島町農業委員会総会議事録

令和７年度定例大島町農業委員会が、令和７年７月２４日（木）午前１０時より大島町役場３階第３会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

1、山本政一　2、笠間隆夫　3、五十嵐初代　4、島村春彦　5、三田一也
6、中拂晶　7、鎌原道夫　8、向山吉昭　9、中山定彦　10、新保鐵雄
11、中村冨長

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

1、澤田波夫

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員　欠席無し　　推進委員　欠席無し

4、出席職員は次の通り

坂上智彦　産業課長
山田貴訓　農業係長
河西健知　主事

5、付議された案件

日程第１：会長報告
日程第２：農地の権利移動の許可について
日程第３：農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定
日程第４：その他

6、本日の書記は次の通り

河西健知　主事

中拂議長　　それでは令和７年度第２回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は１１名中１１名、欠席委員は０名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。なお推進委員の方は１名中１名参加していただいております。ありがとうございます。それでは本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配付している日程表の通りといたしますが、ご異議ございませんか。

（～異議なしの声　多数～）

中拂議長　　ありがとうございます。異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第４１条に規定する議事録署名委員は８番委員と４番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務

局の河西氏を指名いたします。それでは、日程第１会長報告です。事務局から報告をお願いします

事務局（河西）はい、それでは説明いたします。「非農地判断についてです。」申請地は□□▲▲番▲、面積は▲▲㎡でございます。申請事由ですが、現地は２０年以上前から山林となっており農地性がないため地目変更を行うというものです。７月２日の現地調査には農業委員３名（向山、中山、五十嵐）と事務局１名で行いました。説明は以上となります。

中拂議長　ありがとうございます。続きまして、日程第２「農地の権利移動の許可について」について議案第４号上程いたします。事務局より説明お願いいたします。

事務局（河西）はい、それでは農地の権利移動の許可について議案第４号をご説明いたします。農地の権利移動の許可について、議案第３号をご説明いたします。申請人及び譲受人は□□▲番地、○○、▲▲歳。譲渡人は□□▲▲番地、○○、▲▲歳。申請地は、□□▲▲番▲、▲▲番▲、▲▲番▲、▲▲番▲、▲▲番▲、でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を有償にて取得し、野菜類を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者▲名です。労力状況につきましては、労働力、男▲名。既存の農業機械等は耕運機２台管理機、刈払機です。次のページをご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□□から□□へ▲▲m程進んだところ位置します。説明は以上です。

中拂議長　ありがとうございました。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から補足説明等ありましたらお願いいたします。

笠間委員　はい。

中拂議長　はい。２番。

笠間委員　この土地は譲渡人の○○さんの、○○さんが相続したんです。本来この実家が□□の出身で、○○さんも□□でっていうふうにいって、そこで、譲渡人が相続してると。いうことだろうと思います。それで実際にもう大島にきて、ここをどうこうすることができない。歳的に無理だろうということで、譲受人の方は譲渡人の□□の□□ですね、そういう関係でここへこういうふうになってると。もうすでに作業始めてるんですけども、今現在ですと、▲▲－▲については、本人が重機なんか持ってますんで、ほとんど耕作放棄地ですから、ポツポツすでに開始をしてると。いう状況でした。本人もやる気が相当あるみたいですので、今回のこの件については問題ないと思います。以上です。

中拂議長　これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います

島村委員　はい。

中拂議長　はい。４番。

島村委員　これは野菜って何を作られるということですかね。

事務局（河西）野菜が、明日葉とサツマイモ、じゃがいもを予定しております。

中拂議長　他、何かありますか。はい。８番。

向山委員　わっしもちょっと、今行ってきたんだけど。覗いてきたんですけど、すぐ何か作付けできるようなそういう状態になっている、やはり非常に綺麗になってる。これは平米でいえば約▲平米であるわけですから、これやらない場合には、やっぱり耕作放棄地なりか

ねないから。はい。いいんじゃないかと思いますね。はい。昔は相当ここでキヌサヤとかやってるもんでね。以上です

中拂議長　その他、何かご意見ありませんか。

（全員　挙手なし）

中拂議長　よろしいでしょうか。それでは、採決に入らせていただきます。

中拂議長　日程第２、議案第４号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　全員賛成ということで、議案第４号については原案通り承認されました。

中拂議長　ありがとうございます。続きまして、日程第３「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（○○）について、事務局より説明をお願いします。

事務局（河西）はい、それでは説明いたします。それでは説明いたします。農用地利用集積計画（案）でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□□▲▲番▲。地目は畑で、▲▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。使用貸借の期間は▲▲年となっております。利用権を設定する者（貸手）は□□▲番地、利用権の設定を受ける者は（借手）□□▲番地、○○となっております。今回の借入れ農地で、露地野菜を栽培する計画です。農業従事者は男▲名女▲名です。所有する農機具等はございません。次のページをご覧いただきますと農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等になっております。違反等はございません。次のページは利用集積計画の申請図となっております。申請地は、□□から□□に▲▲m程進んだ所に位置します。以上、農地利用集積計画（案）につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます

中拂議長　ただいまの事務局からの説明について発言のある方は挙手願います

島村委員　はい。

中拂議長　はい。４番。

島村委員　作物はあれですかね。明日葉とか。

事務局（河西）露地野菜でスイートコーンだったり、あとは空芯菜です。今後はスイートコーン収穫が終わったので、次にニンニクの栽培に着手すると聞いております。

島村委員　なんか聞いた話だとなんか□□の卒業生？

事務局（河西）はい。

島村委員　職場は？

事務局（河西）□□で働いております。

笠間委員　いずれは専業で？

事務局（河西）いずれはそうですね、今働いてる場所が、なくなってしまった場合とか、もしかしたら専業っていうふうになると思われます。ただ、すでに、毎日▲▲日以上は畑に出て、仕事の始まらない前とか、終わった後もずっと水やりと除草と収穫と、朝も▲時ぐらいから収穫している、みたいなことを聞いいています。

三田委員　新規就農計画とかはあるの？

事務局（河西）今は、青年等就農計画になりますが、それを普及所と一緒に作っているところですね。

島村委員　それで食ってけるだけの見込みは？

事務局（河西）今後▲ヘクタールぐらいを借りる予定なので。そこをすべて綺麗にして野菜畑という感じで、栽培します。

島村委員　過去にそう、何か▲ヘクタールも野菜を作って収益あげて、利益出るような感じの人っていたんですか？

事務局（河西）私が着任してからは、▲ヘクタールかな、それで生活している人はいたと思いますよ。

島村委員　明日葉ですよね、多分ね。

中拂議長　でもわかんないですよ。売るのは大島だけで売るのか、それとも向こうに市場に出すのか。▲ヘクタールも同じものを作ったら、大島だけでは売れない、できないでしょうから。

事務局（河西）▲ヘクタールを借り受けて畑ができればもう、島外出荷も考えているということになると思いますよ。

中拂議長　その辺はまだ何にも聞いていませんから。本人がどう考えているかはまだわかりせん。

島村委員　まだ若いからこれ、期待もありますよね。

中拂議長　そうですね、楽しみにしたいと思いますね。はい。８番

向山委員　この〇〇さんちゅうのは歳が▲▲歳、これ▲▲年借りても▲▲。ほんで今現在の働きながらやっている。畑はね綺麗なっている。下手なね、本職よりよっぽど一生懸命。あれだけ一生懸命やってきてる畑をね。若くて珍しい。わっしはね、数えたら、▲▲何種類くらい作付けしてる、びっくりした。それで先ほど事務局で話をしてるね。将来のことを考えて、その近くにある人のでかい畑があるんですよ。前にもちょっと声かけたことあんだけど、その人の畑を▲▲平米ありますよ、そのうちの最低でも▲▲平米ぐらいは借りて将来やりたいんですよ。考えもって、あと大島もだんだんと温暖化になってきてるし。大島でも若いもんでもなんでも来て、やんなきゃだからさ。「コーヒーもできんじゃないか」そういうことまでね考えて将来。そういう人です。

島村委員　大島、農地が大体きれいなところないでしょうから、綺麗にする補助金とかあったじゃないですか。ああいうのを利用されるんですか。

事務局（河西）今後は認定新規種農業者を取得した暁にはそういった補助事業を使いながらと思います。今度、借り受けたいところも、やっぱりすごく木が生い茂っているところになるので、そういう事業を活用しながら開墾したりとかは考えているとは思います。

中拂議長　だから、そういうのを使うにしても、新規就農者に認定されないことには使えせんので。そこを考えてやってるってやつですね。

笠間委員　そういう制度というのは、本人はいろいろ理解してるの？

事務局（河西）そうですね。もう申しつけがあったので、東京都の補助事業の一覧のパンフレットをお渡ししております。

笠間委員　そういうのを教えてあげれば、こういうのがある。それを利用できる範囲でね、利用してやればね。一生懸命やっているから将来期待しなくちゃ。見習わなくちゃ。うん。

中村委員　そしてあの辺には、その昔に広げたということは、たくさんいい条件があると思うんです。非常に良いんじゃないかなと思います。

中拂議長　　そういう人たちが出てきてくれて、農業でも十分食べていけるんだっていうことを実践していただければ、後に続く方もいらっしゃるんではないかと期待します。

中拂議長　　他に何かご意見ありますでしょうか。

（全員　なし）

中拂議長　　それでは、日程第３、「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定」（〇〇）について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員　挙手）

中拂議長　　全員賛成ですので、日程第３「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について」（〇〇）は原案のとおり承認いたします。

中拂議長　　続きまして、日程第４、その他についてですが、事務局から何かありますか。

事務局（河西）はい。指導農業士紹介の紹介になります。お手元の資料をご覧ください。東京都指導農業士は東京で農業を始めようとする方や就農して間もない新規就農者に対し農業の面白さや厳しさを伝える活動を行っています。また、地域農業の振興や、女性や青年農業者が活躍できる環境づくりの推進活動も東京都指導農業士の役割になっています。つきましては大島町農業委員の皆様におかれましても是非ご紹介、ご推薦賜りたく思います。またご不明点などございましたら事務局までお声かけください。説明は以上になります。

中拂議長　　他に事務局から何かありますか。

（事務局　なし）

中拂議長　　特にないようですので、これをもちまして第４回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会　　委員

大島町農業委員会　　委員